

岐 阜 県 公 報

目 次

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)
(同)
— — ページ

規 則

号 外 (三) 平 成 二 十 三 年 十 二 月 二 十 八 日

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十七号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表ぎふ清流国体推進局の項中、「一七人」を、「二二人」に改め、同表中

計	三、七三二人	を	計
---	--------	---	---

三、七三五人に改め、同表合計の項中、「三、八一九人」を、「三、八三三人」に改

める。

附 則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る) (金 曜 日) (と き は 翌 日)

平成二十三年十二月二十八日

岐阜県規則第八十八号

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二に次の一項を加える。

2 総務企画課に本庁課内室として企画調整室を置き、前項の表総務企画課の項第七号に掲げる事務を分掌させる。

附 則

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十八日発行

発 行 者
岐 阜 県 庁

岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ ー
ブイ・アール・テクノセンター